

京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例について

○経過・現状等

- 平成 25 年 6 月 障害者差別解消法成立（平成 28 年 4 月施行）
 平成 26 年 3 月 京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例制定
 平成 27 年 4 月 条例全面施行

日々の生活を送る上で支障となるバリア（社会的障壁）により障害者の社会参加が阻害されていることから、これらを解消し、共生社会の実現を図るため、法律成立に併せて条例を制定・施行

◆条例の目的

障害の有無にかかわらず共生社会の実現に向け、その推進に関する基本理念や障害者の権利利益の擁護のために施策等を定め、京都府全体が一体となって総合的かつ計画的に取り組むを推進

◆主な内容（権利利益を擁護する施策）

- ・ 障害を理由とする不利益取扱いの禁止等

	不利益取扱	合理的配慮
府	禁止	義務
事業者	禁止	努力義務（→法改正：義務）

- ・ 相談員を設置し障害者の相談に身近な地域で応じる体制構築
- ・ より専門性の高い事案等を解決する「調整委員会」を設置

※令和 3 年 5 月：障害者差別解消法の一部改正法（6/4 公布、3 年以内施行）

- ①国及び地方公共団体の連携強化に係る責務の追加
- ②差別の解消の推進に関する基本方針に定める事項の追加
- ③事業者による合理的な配慮の提供の義務化
- ④差別に関する相談及び紛争の防止等のための体制の見直し
- ⑤事例等の収集、整理及び提供の強化

※条例の改正

一部改正法の施行に合わせ、事業者には合理的な配慮の提供の義務化を条例に反映